

入札説明書

令和3年3月10日に公告した下記契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるものの他、本書によるものとする。

この入札説明書は、浄水場発生土収集運搬業務委託に関する契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うにあたり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名：浄水場発生土収集運搬業務委託
- (2) 契約内容：入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 契約期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日
- (4) 履行場所：久志浄水場ほか4浄水場

2 入札の日時及び場所

- (1) 日時：令和3年3月25日（木） 13時30分
- (2) 場所：県庁12階 第3会議室

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 県内に本店を有する者。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、沖縄県知事から産業廃棄物収集運搬業務（汚泥：含水率85%以下）の許可を受け、本島内で県の産業廃棄物収集運搬業者名簿に登録されている者。
- (3) 浄水場発生土収集運搬業務について、特記仕様書に定める予定数量以上の収集運搬業務に対応できる体制を確保している者。

なお、収集運搬業務に使用する車両は、4トントラック車（土砂禁車両は不可）とし、自社保有または、リース会社との契約等に基づき、一定期間の使用を目的として保有している車両であること。

- (4) 令和3年2月末時点において、沖縄県より産業廃棄物処理業者への行政処分を受けた者として公表されていないこと。
- (5) 5浄水場より受入先まで、第2・第4土曜日、日曜日・祝祭日を除く毎日、運搬業務が可能であること。

4 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定

する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立をした者もしくは申立がなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立をした者もしくは申立がなされた者。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。

5 契約条項 別紙「契約書（案）のとおり」

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額（総額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を、納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)に該当するときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

7 入札書の記載

入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、内訳表により算出した総額を記載する。（消費税を含まない。）

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者の職・氏名及び押印をすること。

ウ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。又、代理人は委任状を持参すること。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。（(4)又は(5)に該当する場合を除く。）

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (10) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10 長期継続契約に関する事項

この入札に係る契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約で有り、令和3年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

11 入札の心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、令和3年3月19日（金）までに郵便又は電子メールにて説明を求めるものとする。
- (2) 入札者は、次の各号に該当する者を入札代理人にすることはできない。
 - ① 契約の履行にあたり、故意に製造を粗雑にし、又は品質もしくは数量に関し不正の行為をした者
 - ② 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

- ③落札者が契約を締結すること契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑥全各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 入札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない
ただし、発注者が特にやむを得ない理由があると認めたときは付添人を認めることがある。
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、当日委任状を提出するものとする。
- (5) 入札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は入札場所に入場することができない。
- (6) 入札者は、入札書を一旦入札函に投入した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書替え、引替え又は撤回をすることができない。

12 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期、もしくは取りやめることができる。

12 その他

- (1) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の沖縄県企業局の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) この入札に参加する者は、入札公告及び契約条項等を熟知の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) この公告に関する問合せは、沖縄県企業局 配水管理課 業務班
(〒 900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2810) に行うこと。